

総務省行政相談センター

まぐみみ福岡

# 新型コロナウイルス感染症に 関する相談窓口等情報 (福岡県版ガイドブック)

九州管区行政評価局では、今回の新型コロナウイルス感染症に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

## ●相談の受付：平日 8：30～17：45

行政相談専用ダイヤル **092-473-1100**

住所：福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎8階

九州管区行政評価局（首席行政相談官室）

FAX：092-431-8317

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご相談の際には、できるだけ電話（092-473-1100）・インターネット・手紙・FAXを利用くださいますようお願いいたします。

対面による相談をご希望の場合は、マスクの着用や相談時間の制限（原則 30 分以内）など、感染防止対策へのご理解・ご協力をお願いいたします。

## ●インターネットによる相談受付（右記 QR コードからアクセスできます。）

URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>



まぐみみ福岡



総務省行政相談センター

総務省 九州管区行政評価局

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎8階

九州管区行政評価局 首席行政相談官室

電話：092-473-1100

ダイヤル：0570-090110（全国共通番号）

FAX：092-431-8317

※ 本資料は、関係機関等のホームページ掲載情報を令和2年11月19日時点で当局が収集・整理したものです。

各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、九州管区行政評価局ホームページ（QRコード、下記URL参照）に記載しております。

URL:<https://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu.html>



キクーン

お役立ち情報は、各関係機関・  
団体等のホームページで日々更新  
されています！

## <目次>

### 医療機関の受診等に関すること

- 1 厚生労働省の電話相談窓口（自身の症状に不安がある場合など、一般的な問合せ）（P.1）
- 2 医療機関受診に関する相談、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談（P.1）

### お金のこと（生活資金）

- 3 特別定額給付金についての相談（P.2）
- 4 生活福祉資金の貸付（P.2）
- 5 生活保護、お金・仕事・住宅などの生活に関する相談（自立相談支援機関）（P.3）
- 6 家賃についての補助（住居確保給付金）、住宅ローンの相談（P.5）
- 7 ひとり親世帯への支援（P.5）

### 学校に関すること

- 8 就学援助制度、高校学校等就学支援金、大学・短期大学等の学費等についての支援（P.6）

### 仕事に関すること

- 9 持続化給付金についての相談（P.7）
- 10 家賃支援給付金等についての相談（P.8）
- 11 特別労働相談（解雇、休業等に関する相談）、雇用調整助成金についての相談（P.9）
- 12 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（P.11）
- 13 新卒者の内定取消、入職繰り下げに関する相談（P.11）
- 14 小学校休業等対応助成金・支援金に関する相談（P.11）

### 事業経営等に関すること

- 15 金融機関との取引に関する相談（P.12）
- 16 中小企業・小規模事業者等からの経営上の相談（P.12）
- 17 農業者や食品事業者等からの相談（P.14）
- 18 ホテル・旅館等宿泊事業者、旅行業者等からの相談（P.15）
- 19 バス、レンタカー、タクシー、トラック事業者からの相談（P.15）
- 20 テレワーク導入に関する相談（P.15）

### 役所の手続きや公共料金に関すること

- 21 雇用保険の受給手続等の特例（P.16）
- 22 所得税等の納税の猶予（P.17）
- 23 国民年金保険料、厚生年金保険料の納付の猶予（P.18）
- 24 労働保険料の納付の猶予（P.19）
- 25 県税の徴収の猶予、県営住宅の家賃の減免等（P.20）
- 26 市町村税、国民健康保険料（税）等の特別措置（P.20）
- 27 電気・ガス料金、NHK受信料の支払についての相談（P.20）
- 28 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給（P.22）
- 29 運転免許証の更新が受けられない場合の期限の延長等（P.22）

### ご家庭に関することやその他の情報

- 30 布マスクの全戸配布についての相談（P.23）
- 31 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）について（P.23）
- 32 Go To トラベル事業について（P.23）
- 33 Go To Eat キャンペーンについて（P.24）
- 34 Go To 商店街事業について（P.25）
- 35 Go To イベント事業について（P.25）
- 36 不当な差別やいじめ等についての相談（P.26）
- 37 新型コロナウイルスを口実にした給付金等の消費者トラブル等についての相談（P.26）
- 38 配偶者等からの暴力（DV）についての相談、児童虐待についての相談（P.27）
- 39 法律についての相談（P.27）
- 40 福岡県社会保険労務士会の相談窓口（P.28）

### がいこくじん む じょうほう そうだんまどぐち 外国人向けの情報、相談窓口

- 41 がいこくじん む じょうほう そうだんまどぐち 外国人向けの情報、相談窓口（P.28）

### (参考)県・市町村等の電話番号

- 42 県・市町村（P.30）
- 43 県内社会福祉協議会（P.31）

## 【医療機関の受診等に関すること】

### 1 厚生労働省の電話相談窓口（自身の症状に不安がある場合など、一般的な問合せ）

#### ◆ 厚生労働省 電話相談窓口

0120-565653（フリーダイヤル、9：00～21：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

（注）聴覚に障害のある方など電話でのご相談が難しい場合は、FAXをご利用ください。

F A X : 03-3595-2756

### 2 医療機関受診に関する相談、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

#### ◆ 帰国者・接触者相談センター／保健所感染症電話相談窓口

| 区分                      | 相談窓口、管轄区域                | 電話番号  | FAX番号        |                          |
|-------------------------|--------------------------|---|--------------|--------------------------|
| 医療機関受診に関する相談（感染が疑われる場合） | 県域保健所                    | 筑紫保健福祉環境事務所<br>（筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市）            | 092-707-0524 | 092-513-5598             |
|                         |                          | 粕屋保健福祉事務所<br>（古賀市、糟屋郡）                              | 092-939-1746 | 092-939-1186             |
|                         |                          | 糸島保健福祉事務所<br>（糸島市）                                  | 092-322-5579 | 092-322-9252             |
|                         |                          | 宗像・遠賀保健福祉環境事務所<br>（中間市、宗像市、福津市、遠賀郡）                 | 0940-36-6098 | 0940-47-0031             |
|                         |                          | 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所<br>（直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡）         | 0948-21-4972 | 0948-24-0186             |
|                         |                          | 田川保健福祉事務所<br>（田川市、田川郡）                              | 0947-42-9379 | 0947-44-6112             |
|                         |                          | 北筑後保健福祉環境事務所<br>（小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡）              | 0946-22-9886 | 0946-24-9260             |
|                         |                          | 南筑後保健福祉環境事務所<br>（大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潞郡、八女郡） | 0944-68-5224 | 0944-72-3035             |
|                         |                          | 京築保健福祉環境事務所<br>（行橋市、豊前市、京都郡、築上郡）                    | 0930-23-3935 | 0930-23-4880             |
|                         |                          | 各市の窓口   | 北九州市         | 093-522-8745<br>（24時間対応） |
| 福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル   | 092-711-4126<br>（24時間対応） |   | 092-406-5075 |                          |
| 久留米市新型コロナウイルス相談センター     | 0942-30-9335<br>（24時間対応） |   | 0942-30-9833 |                          |

（注）夜間休日は、092-643-3288 にご連絡ください。

- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談
  - ・ 福岡県（24時間対応）
    - 電話：0570-783-019（ナビダイヤル）、092-643-3288
    - FAX：092-643-3697
    - ※ 医療機関や福祉施設に対する感染症対策支援や慰労金、「感染防止宣言ステッカー」などの手続きに関することについては、092-643-3599（9：00～18：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
  - ・ 北九州市新型コロナウイルス相談ナビダイヤル
    - 電話：0570-093-567 FAX：093-522-8775
  - ・ 福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル
    - 電話：092-711-4126（24時間対応） FAX：092-406-5075
- ◆ 福岡県内で発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関（福岡県診療・検査医療機関）の公表（福岡県ホームページ）
  - ※ 院内感染を防止するため、受診前に必ず電話相談を行う必要があります。
  - <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shinryo-kensa-kohyo.html>

## 【お金のこと（生活資金）】

### 3 特別定額給付金についての相談

- ◆ 総務省（特別定額給付金の制度に関する問合せ）
  - 03-5253-5111（代表）
  - ※ コールセンターは9月末で終了しています。給付金に関連した詐欺にはご注意ください。
  - ※ 特別定額給付金の実施主体は市町村、給付対象者は基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者、受給権者はその者の属する世帯の世帯主で、給付額は給付対象者1人につき10万円とされています。
    - 市町村が申請窓口で、郵送又はオンラインでの申請（オンライン申請にはマイナンバーカードが必要）が基本とされています。福岡県内では、郵送での申請について、全市町村で受付期限が終了しています。

### 4 生活福祉資金の貸付

- ◆ 各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。
  - 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた「緊急小口資金」、「総合支援資金」の特

例貸付が実施されています。

下記の厚生労働省のコールセンター又はお住まいの市町村の社会福祉協議会にお問合せください。

◆ 厚生労働省 緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

0120-46-1999（フリーダイヤル、9：00～21：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

※ 「緊急小口資金」は、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行うもので、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対象が拡大されています（無利子・保証人不要。学校等の休業等の特例の場合20万円以内、その他の場合10万円以内）。

※ 「総合支援資金」（総合支援資金のうち生活支援費）は、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行うもので（原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件）、新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対象が拡大されています（無利子・保証人不要。単身世帯は月15万円以内、2人以上世帯は月20万円以内で原則3か月以内）。

**5 生活保護、お金・仕事・住宅などの生活に関する相談（自立相談支援機関）**

◆ 生活保護受給のための要件や手続等については、現在お住まいの地域を所管する福祉事務所（市部では市、町村部では都道府県が設置）の生活保護担当にお問合せください。

※ 生活保護は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です（支給される保護費は、地域や世帯の状況によって異なります。）。

◆ お金、仕事、住宅など、生活に関するお悩みについては、お住まいの市町村の生活困窮者自立相談支援機関の下記相談窓口にご相談ください。

相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

| 自治体名 | 窓口名、管轄区域                          | 電話番号         | FAX番号        |
|------|-----------------------------------|--------------|--------------|
| 福岡県  | 福岡県自立相談支援事務所<br>（糟屋郡）             | 092-938-3001 | 092-938-3012 |
|      | 福岡県自立相談支援事務所<br>（遠賀郡・鞍手郡）         | 093-203-1630 | 093-203-1629 |
|      | 福岡県自立相談支援事務所<br>（朝倉郡・三井郡・三潴郡・八女郡） | 0942-38-8501 | 0942-38-8504 |
|      | 福岡県自立相談支援事務所<br>（京都郡・築上郡）         | 0930-26-7705 | 0930-26-7706 |

| 自治体名 | 窓口名、管轄区域                           | 電話番号                         | FAX番号        |
|------|------------------------------------|------------------------------|--------------|
|      | 福岡県自立相談支援事務所<br>(嘉穂郡・田川郡)          | 0947-44-8631                 | 0947-44-8632 |
| 北九州市 | 門司区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー        | 093-331-1887                 | -            |
|      | 小倉北区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー       | 093-582-3478                 |              |
|      | 小倉南区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー       | 093-951-1025                 |              |
|      | 若松区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー        | 093-761-3078                 |              |
|      | 八幡東区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー       | 093-671-3022                 |              |
|      | 八幡西区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー       | 093-642-1334                 |              |
|      | 戸畑区役所保健福祉課いのちをつなぐネットワークコーナー        | 093-871-0855                 |              |
| 福岡市  | 福岡市生活自立支援センター                      | 0120-17-3456<br>092-732-1188 | 092-732-1190 |
| 久留米市 | 久留米市生活自立支援センター<br>(西部)             | 0942-30-9185                 | 0942-30-9186 |
|      | 久留米市生活自立支援センター<br>(東部)             | 0942-30-9113                 | 0942-30-9327 |
|      | 生活支援第1・2課 住居確保<br>給付金受付窓口          | 0942-30-9023                 | 0942-30-9710 |
| 大牟田市 | 生活支援相談室                            | 0944-32-8851                 | 0944-57-2560 |
| 直方市  | 健康福祉課福祉総務係                         | 0949-25-2134                 | 0949-25-2135 |
| 飯塚市  | 飯塚市生活自立支援相談室                       | 0948-30-2610                 | 0948-30-2611 |
| 田川市  | 生活支援課 自立支援係 (市<br>民ふれあい支援センター)     | 0947-85-7126                 | 0947-44-2123 |
| 柳川市  | 柳川市生活困窮者自立相談支<br>援窓口               | 0944-77-8177                 | 0944-73-9211 |
| 八女市  | 福祉課生活支援係                           | 0943-23-1350                 | 0943-22-7099 |
| 筑後市  | 筑後市自立相談支援窓口                        | 0942-65-7019                 | 0942-53-1589 |
| 大川市  | 大川市生活困窮者自立相談支<br>援窓口               | 0944-85-5507                 | 0944-86-8483 |
| 行橋市  | ゆくはし生活相談センター                       | 0930-55-6665                 | 0930-55-6665 |
| 豊前市  | 豊前市生活困窮者自立相談支<br>援センター             | 0979-82-3391                 | 0979-84-0245 |
| 中間市  | 市民生活相談センター                         | 093-246-1030                 | 093-246-1030 |
| 小郡市  | 小郡市生活自立相談支援窓口<br>「生活相談支援ステップアップ」   | 0942-73-1120                 | 0942-72-5694 |
| 筑紫野市 | 筑紫野市暮らしの困りごと相談                     | 092-923-1111<br>(内445)       | 092-923-1734 |
| 春日市  | 春日市生活困窮者自立相談支<br>援窓口 くらしサポート「よりそい」 | 092-515-2098                 | 092-581-7258 |
| 大野城市 | 福祉課 地域福祉担当                         | 092-580-1961                 | 092-573-8083 |



| 自治体名 | 窓口名、管轄区域                 | 電話番号          | FAX番号        |
|------|--------------------------|---------------|--------------|
| 宗像市  | 生活支援課自立生活支援係             | 0940-36-9570  | 0940-36-5856 |
| 太宰府市 | 生活支援課生活支援係               | 092-921-2121  | 092-925-0294 |
| 古賀市  | 福祉課保護係（生活再生支援担当）         | 092-942-8290  | 092-942-1154 |
| 福津市  | 福祉課生活相談係                 | 0940-43-8188  | 0940-43-3168 |
| うきは市 | 社会福祉法人 うきは市社会福祉協議会       | 0943-76-3977  | 0943-76-4329 |
|      | 福祉事務所 保護係（住居確保給付金に関すること） | 0943-75-4962  | -            |
| 宮若市  | 宮若市自立相談支援室（困りごと相談室）      | 0949-32-3477  | 0949-32-9379 |
| 嘉麻市  | かま自立相談支援センター             | 0948-43-4751  | 0948-43-4761 |
| 朝倉市  | 福祉事務所保護係                 | 0946-28-7552  | 0946-22-5199 |
| みやま市 | みやま市自立相談支援事務所            | 0944-67-0010  | 0944-67-0010 |
| 糸島市  | 福祉支援課生活支援係               | 092-332-2073  | 092-321-1139 |
|      | 糸島市住居確保給付金 相談・受付特設窓口     | 070-1319-9952 | -            |
| 那珂川市 | 那珂川市困りごと相談室              | 092-408-8789  | 092-953-2312 |

## 6 家賃についての補助（住居確保給付金）、住宅ローンの相談

- ◆ 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方で、収入要件・資産要件等に合致すれば、一定期間（原則3か月、最長9か月）、家賃相当額（上限あり）が支給される可能性がありますので、下記の厚生労働省のコールセンター又は上記5の自立相談支援機関にご相談ください。
- ◆ 厚生労働省 住居確保給付金相談コールセンター  
0120-23-5572（フリーダイヤル、9：00～21：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）  
住居確保給付金について、多くの方から自治体に対してお問合せがあることから、厚生労働省にコールセンターが設置され、制度のご紹介をしています。
- ◆ 住宅ローンについて、住宅金融支援機構や各銀行等において返済期間の延長など条件変更の対応を行っている場合があります。住宅ローンの条件変更については、各銀行等にお問合せください。

## 7 ひとり親世帯への支援

- ◆ 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方については、申請不要で1世帯当たり5万円、第2子以降ひとりにつき3万円が支給されます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方について



も、申請に基づき1世帯当たり5万円、第2子以降ひとりにつき3万円が支給されます。

また、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方については、申請に基づき1世帯当たり5万円が追加で支給されます。詳しくは下記の厚生労働省のコールセンター又はお住まいの市町村にお問合せください。

◆ 厚生労働省 ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター

0120-400-903（フリーダイヤル、9：00～18：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

## 【学校に関すること】

### 8 就学援助制度、高校学校等就学支援金、大学・短期大学等の学費等についての支援

◆ 経済的理由により就学困難な児童・生徒（小学校・中学校）の保護者に対しては、学用品や学校給食費等就学のため必要な経費を補助する「就学援助制度」がありますので、在籍する学校又はお住まいの市町村の教育委員会にお問合せください。

◆ 高等学校等に通う所得等の要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、「高等学校等就学支援金」が支給されます。

国公立高等学校については、福岡県財務課 092-643-3866

私立高等学校については、福岡県私学振興課 092-643-3139

◆ 家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている大学（大学院含む）・短大・高専・専門学校・日本語教育機関の学生（留学生を含む。）で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が大幅減少等することにより、大学等での修学の継続が困難になっている方については、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』が受けられる可能性があります。

給付額は、住民税非課税世帯の学生等が20万円、これ以外の学生等が10万円となっています。詳しくは各学校の窓口にお問合せください。

◆ 大学（大学院含む）・短大・高専等の学費等の支援内容、手続などの相談窓口  
日本学生支援機構奨学金相談センター

0570-666-301（ナビダイヤル、9：00～20：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

※ 世帯（父母等）の収入が大きく減った方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりアルバイトなどの収入が減ったため新たに支援を受けたい方、今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった方などについて、奨学金の給付・貸付等が受けられる可能性があります。

## 【仕事に関すること】

### 9 持続化給付金についての相談

#### ◆ 経済産業省 持続化給付金事業 コールセンター

8月31日までに申請されていた方と9月1日以降に新規で申請される方の相談窓口が異なっていますので、ご注意ください。

(8月31日までに申請されていた方の相談窓口)

0120-115-570 (フリーダイヤル、8:30~19:00、土曜日・祝日を除く。)

IP電話等からの場合 03-6831-0613

(ホームページ)

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/index2.html>

(9月1日以降に新規で申請される方の相談窓口)

0120-279-292 (フリーダイヤル、8:30~19:00、土曜日・祝日を除く。)

IP電話等からの場合 03-6832-6631

(ホームページ)

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

※ 持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降、売上が前年同月比で50%以上減少している者（資本金10億円以上の大企業を除く中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等会社以外の法人も含む。）を対象に、法人は200万円、個人事業者は100万円が支給されます（昨年1年間の売上からの減少分が上限）。

給付金の申請期間は令和2年5月1日（金）から令和3年1月15日（金）までで、ホームページ上での電子申請が基本とされています。

※ 8月31日（月）以前に本申請を完了された方で、給付金の返還を希望される場合は上記のコールセンター（0120-115-570）に返還を申し入れてください。

持続化給付金事務局から郵送にて「返還方法のご案内」通知が届き、返還方法の案内通知に記載されている指定の振込期限までに返還金額全額を指定振込口座に振り込む必要があります。

なお、中小企業庁による不正受給等の調査中である申請については、返還方法の案内通知をお送りできない場合があるとされています。

※ 9月1日（火）以降にご自身による電子申請を行った方や、10月1日（木）以降に新規で申請のご相談を行いたい方の対面サポートも行われています（電子申請の方法が分からない方、できない方に限定して「申請サポート会場」にて補助員が電子申請の入力サポートを実施）。福岡県内でも複数会場が設置されていますが、事前の来訪予約等が必要ですので、上記のフリーダイヤル 0120-279-292 にお問合せください。

## 10 家賃支援給付金等についての相談

### ◆ 経済産業省 家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930（8：30～19：00、土曜日と祝日は除く。）

※ 令和2年5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金が支給されます。

※ 支給対象は、①令和2年4月1日時点で資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者（医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象）、②令和元年12月31日以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること、③令和2年5月～12月の売上高について、1か月で前年同月比50%以上減少又は連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少、④自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払、に該当する事業者となっています。

支給額は、法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給（申請時の直近1か月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍）となっています。

給付金の申請期間は令和2年7月14日（火）～令和3年1月15日（金）まで、ホームページ上での電子申請が基本とされています。

※ 電子申請の方法が分からない方、できない方に限定して「申請サポート会場」にて補助員が電子申請の入力サポートを行うとされています。福岡県内でも複数会場が設置されていますが、事前の来訪予約等が必要ですので、下記の窓口にお問合せください。

・ 申請サポート会場 電話予約窓口

0120-150-413（9：00～18：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

### ◆ 小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路開拓等の取組を支援するもので、補助額上限は100万円となっています。詳しくは下記までお問合せください。

・ 日本商工会議所 03-6447-5485

（9：30～12：00、13：00～17：30、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

### ◆ 福岡県 家賃軽減支援金 相談コールセンター

0570-010833（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、国の「家賃支援給付金」の給付を受けた県内の事業者に対し、県独自の家賃軽減支援金を上乗せして給付するとされています。

申請受付期間は、令和2年7月27日（月）～令和3年2月28日（日）となっており、ホームページ上での電子申請で行うこととされています。

## 11 特別労働相談（解雇、休業等に関する相談）、雇用調整助成金についての相談

- ◆ 総合労働相談コーナー（新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、雇用調整助成金等の労働に関する相談。労働者、雇用主双方から受付）
  - ・ 福岡労働局雇用環境・均等部指導課  
092-411-4764（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
  - ・ 福岡中央労働基準監督署  
092-761-5600（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
  
- ◆ 福岡県による特別労働相談窓口（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。水曜日は20：00まで受付）
  - ・ 福岡労働者支援事務所 092-735-6149
  - ・ 北九州労働者支援事務所 093-967-3945
  - ・ 筑後労働者支援事務所 0942-30-1034
  - ・ 筑豊労働者支援事務所 0948-22-1149
  
- ◆ 雇用調整助成金についての相談窓口
  - ・ 厚生労働省 学校休業等助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
0120-60-3999（9：00～21：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）
  - ・ 福岡助成金センター雇用調整助成金分室  
092-402-0537（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
  - ・ 福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口  
093-616-0860（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
  - ・ 最寄りのハローワーク
    - ※ 雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。  
令和2年4月1日～12月31日の緊急対応期間中は、全国で、全ての業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置が実施されています（上記の期間に休業等を実施した場合。特例措置により助成率及び上限額の引き上げが行われており、1人1日15,000円を上限として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10分の10が助成）。
    - 学生アルバイトなど雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当等も対象です（緊急雇用安定助成金による助成。助成内容や申請先等は雇用調整助成金と同様）。

|              | ハローワーク名、管轄区域  | 電話番号         | FAX番号        |
|--------------|---|--------------|--------------|
| 福岡地域         | 福岡中央<br>(福岡市中央区、博多区、城南区、早良区、南区(那の川1～2丁目)、糟屋郡(志免町、須恵町、宇美町))            | 092-712-8609 | 092-711-1192 |
|              | 福岡中央赤坂駅前庁舎<br>※事業所の雇用保険手続を行う窓口  | 092-712-8609 | 092-781-0029 |
|              | 福岡東<br>(福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡(篠栗町、新宮町、久山町、粕屋町))                       | 092-672-8609 | 092-672-3000 |
|              | 福岡南<br>(福岡市南区(那の川1～2丁目を除く。)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市)                  | 092-513-8609 | 092-574-6554 |
|              | 福岡西<br>(福岡市西区、糸島市)  | 092-881-8609 | 092-883-5871 |
| 北九州地域        | 八幡(本庁舎)<br>(北九州市八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡)<br>※戸畑区、若松区(事業主の方の雇用保険手続、求人申込手続のみ) | 093-622-5566 | 093-622-3144 |
|              | 黒崎駅前庁舎(コムシティ庁舎)<br>※職業相談・職業訓練・雇用保険給付の窓口                               | 093-622-5566 | 093-621-3941 |
|              | 若松出張所(北九州市若松区)  | 093-771-5055 | 093-751-5467 |
|              | 戸畑分庁舎(北九州市戸畑区)  | 093-871-1331 | 093-881-4026 |
|              | 小倉<br>(北九州市小倉北区、小倉南区)   | 093-941-8609 | 093-941-8631 |
|              | 門司出張所(北九州市門司区)  | 093-381-8609 | 093-381-5875 |
|              | 行橋<br>(行橋市、京都郡、築上郡(築上町))<br>豊前出張所(豊前市、築上郡(吉富町、上毛町))                   | 0930-25-8609 | 0930-23-8198 |
| 0979-82-8609 | 0979-83-4789  |              |              |
| 筑後地区         | 大牟田<br>(大牟田市、柳川市、みやま市)  | 0944-53-1551 | 0944-54-1540 |
|              | 久留米<br>(久留米市(城島町を除く)、小郡市、うきは市、三井郡)                                    | 0942-35-8609 | 0942-33-6526 |
|              | 大川出張所(久留米市(城島町)、大川市、三潞郡)  | 0944-86-8609 | 0944-86-3722 |
|              | 八女<br>(八女市、筑後市、八女郡)   | 0943-23-6188 | 0943-24-5597 |
|              | 朝倉<br>(朝倉市、朝倉郡)   | 0946-22-8609 | 0946-23-1359 |
| 筑豊地区         | 飯塚<br>(飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡)   | 0948-24-8609 | 0948-28-7599 |
|              | 直方<br>(直方市、宮若市、鞍手郡)   | 0949-22-8609 | 0949-24-2332 |
|              | 田川<br>(田川市、田川郡)   | 0947-44-8609 | 0947-46-1729 |

## 12 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する相談

### ◆ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

0120-221-276（月曜日～金曜日8：30～20：00、土曜日・日曜日・祝日8：30～17：15）

※ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます。主に以下2条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）が休業実績に応じて支給されます。

① 令和2年4月1日～12月31日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者

② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

※ 申請方法は郵送又はオンライン申請となっています。詳しくは上記コールセンターにお問合せください。労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて（まとめて）申請することも可能とされています。

## 13 新卒者の内定取消、入職繰り下げに関する相談

### ◆ 福岡新卒応援ハローワーク

092-714-1556（10：00～18：00、土曜日・日曜日・祝日は除く。）

### ◆ 北九州新卒応援ハローワーク（小倉）

093-512-0304（10：00～18：00、土曜日・日曜日・祝日は除く。）

### ◆ 北九州新卒応援ハローワーク（八幡）

093-622-6690（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日は除く。）

### ◆ 最寄りのハローワーク

## 14 小学校休業等対応助成金・支援金に関する相談

### ◆ 厚生労働省 学校休業等助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999（9：00～21：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

※ 小学校休業等対応助成金は、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため（令和2年2月27日～12月31日までの期間）、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金です。



※ 小学校休業等対応支援金は、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に  
通う子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代（個人で仕  
事をする方。令和2年2月27日～12月31日までの期間）を支援するための支援金です。

## 【事業経営等に関すること】

### 15 金融機関との取引に関する相談

- ◆ 金融機関のどの窓口問合せをすればよいか、金融機関との取引に関する相談等の窓口
  - ・ 金融庁 新型コロナウイルスに関する相談ダイヤル  
0120-156811（フリーダイヤル、10：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日は除く。）
  - ・ 福岡財務支局 新型コロナウイルス関連金融相談ダイヤル  
092-433-8066（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日は除く。）

### 16 中小企業・小規模事業者等からの経営上の相談

- ◆ 資金繰り支援全般に関する相談  
中小企業庁 中小企業金融相談窓口  
0570-783183（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）
- ◆ 九州経済産業局産業部中小企業課  
電話：092-482-5447（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
- ◆ 福岡県の経営相談窓口（全般的な相談、資金繰り等について）  
0120-567-179（フリーダイヤル、9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）
- ◆ 福岡県 飲食店向け感染対策助成金 コールセンター  
0120-110-193（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）  
※ 福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金は、飛沫感染などのリスクが高いと考えられる飲食店の感染対策を促し、県民や他県からの観光客など多くの皆様が安心して利用できるよう、感染対策に要する物品の購入費用を助成するとされています。
- ◆ 福岡県 宿泊事業者緊急支援補助金事務局  
092-406-2464（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）  
※ 福岡県宿泊事業者緊急支援補助金は、宿泊事業者が実施する新型コロナウイルス感染症防止のための取組や安全対策に関する情報発信等を対象とした補助制度であり、申請期間は令和2年5月7日（木）～3年2月28日（日）までとされています。
- ◆ 福岡県 雇用維持のための専門家助言事業（雇用調整助成金の活用や、特別休暇制度の新設等のコンサルティング支援）

- ・ 雇用維持のための専門家助言事業運営事務局  
092-715-4383（10：00～16：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）  
※ F A X、メール、web上でのいずれかの方法で事前の申込が必要とされています。詳細は上記の事務局の電話番号にお問合せください。
- ◆ 福岡県 経営課題解決のための中小企業診断士等専門家派遣  
福岡県中小企業振興センター企画調整課 092-622-5432  
中小企業振興課経営支援係 092-643-3425
- ◆ 福岡県 新型コロナウイルス感染防止対策アドバイザー相談窓口  
092-402-1005（10：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）  
※ 各事業者が業種別ガイドラインに基づき、その事業や事業所に応じた感染防止対策を適切に実施できるよう、保健衛生等専門的な知識を有するアドバイザーによる電話相談窓口が設置されています（必要に応じてアドバイザーを派遣する訪問相談も実施）。
- ◆ 北九州市の相談窓口（資金繰りや雇用調整助成金等の申請の作成業務等の支援）
  - ・ 小倉相談窓口  
093-551-3619（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
  - ・ 戸畑相談窓口  
093-873-1433（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
  - ・ 黒崎相談窓口  
093-642-2861（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
- ◆ 福岡市の経営相談窓口（事業者向けの支援策についての問合せ）  
092-441-2161、092-441-2162
- ◆ 福岡市 事業者向け支援金等申請サポート事業 申請サポートセンター  
092-600-4928（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）  
※ 福岡市事業者向け支援金等申請サポート事業は、国・県・市が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に行う各種支援制度について、さらに活用いただくためのサポート事業であり、サポート内容は、①申請サポートセンターでの電話相談、②専門相談サポーターによる訪問相談、③行政書士又は社会保険労務士に各種支援制度への申請手続等を依頼した際に要する報酬の一部を負担するサポート金の支給となっています。
- ◆ 商工組合中央金庫
  - ・ 福岡支店 092-712-6551
  - ・ 北九州支店 093-533-9567
  - ・ 久留米支店 0942-35-3381
  - ※ 融資制度の案内等については、0120-542-711（フリーダイヤル、平日9：00～17：00、土曜日9：00～15：00）でも受け付けています。

◆ 日本政策金融公庫

| 支店名   | 電話番号<br>(9:00~17:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。) |
|-------|-------------------------------------|
| 福岡支店  | 国民生活事業 092-411-9111                 |
|       | 農林水産事業 092-451-1780                 |
|       | 中小企業事業 092-431-5296                 |
| 福岡西支店 | 国民生活事業 092-712-4381                 |
| 北九州支店 | 国民生活事業 093-541-7550                 |
|       | 中小企業事業 093-531-9191                 |
| 八幡支店  | 国民生活事業 093-641-7715                 |
| 久留米支店 | 国民生活事業 0942-34-1212                 |

※ 事業の資金繰りについて、事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（平日9:00～17:00）で受け付けているほか、福岡県内の各支店でも融資等のご相談を受け付けています。

◆ 福岡県内では、以下の窓口でもご相談を受け付けています。

- ・ 福岡県信用保証協会  
092-415-2604（9:00～17:00、土曜日・日曜日・祝日も対応）
- ・ 福岡県商工会連合会 092-622-7708
- ・ 福岡県中小企業団体中央会 092-622-8780
- ・ 県内の各商工会議所

**17 農業者や食品事業者等からの相談**

◆ 九州農政局企画調整室

096-300-6010、096-300-6006（9:00～17:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

◆ 福岡県の相談窓口（8:30～17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

- ・ 農業、林業に関すること 最寄りの県農林事務所

| 事務所名         | 電話番号         |
|--------------|--------------|
| 福岡農林事務所（総務課） | 092-735-6121 |
| 朝倉農林事務所（総務課） | 0946-22-2730 |
| 八幡農林事務所（総務課） | 093-601-8851 |
| 飯塚農林事務所（総務課） | 0948-21-4951 |
| 筑後農林事務所（総務課） | 0942-52-5642 |
| 行橋農林事務所（総務課） | 0930-23-0380 |

- ・ 農業に関すること 最寄りの県普及指導センター

| センター名       | 電話番号         |
|-------------|--------------|
| 福岡普及指導センター  | 092-806-3400 |
| 北筑前普及指導センター | 0940-43-8833 |
| 朝倉普及指導センター  | 0946-22-2551 |

| センター名       | 電話番号         |
|-------------|--------------|
| 久留米普及指導センター | 0942-47-5101 |
| 北九州普及指導センター | 093-601-8854 |
| 飯塚普及指導センター  | 0948-23-4154 |
| 田川普及指導センター  | 0947-42-1428 |
| 南筑後普及指導センター | 0944-62-4191 |
| 八女普及指導センター  | 0943-23-3106 |
| 京築普及指導センター  | 0930-23-4215 |

- ・ 林業に関すること  
農林業総合試験場資源活用研究センター 0942-45-7868
- ・ 水産業に関すること  
県漁業管理課漁協指導係 092-643-3554、水産海洋技術センター 092-806-5251

## 18 ホテル・旅館等宿泊事業者、旅行業者等からの相談

### ◆ 九州運輸局観光部観光企画課（宿泊事業者、旅行業者等向け）

電話：092-472-2330 FAX：092-472-2334

※ ホテル・旅館等宿泊事業者等からの相談・要望対応、活用可能な支援策の紹介、中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する宿泊事業者等への窓口の案内

※ 旅行業者、旅行業者代理業者、旅行サービス手配業者、ツアーオペレーターからの相談・要望対応、活用可能な支援策の紹介、経済産業局や都道府県労働局の窓口の案内

### ◆ 九州運輸局観光部国際観光課（通訳ガイド向け）

電話：092-472-2335 FAX：092-472-2334

## 19 バス、レンタカー、タクシー、トラック事業者からの相談

- ◆ バス、レンタカー関係 九州運輸局自動車交通部旅客第一課 092-472-2521
- ◆ タクシー関係 旅客第二課 092-472-2527
- ◆ トラック関係 貨物課 092-472-2528
- ◆ バス、タクシー、レンタカー関係 福岡運輸支局輸送担当 092-673-1191

## 20 テレワーク導入に関する相談

### ◆ テレワーク相談センター（厚生労働省委託事業）

0570-550348（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

※ 在宅勤務等テレワーク導入についての疑問・相談（助成金申請手続等）

◆ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

0570-666-424 (9:30~17:30、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

- ※ 中小企業等の生産性を改善することを目的として IT ツール導入を支援する IT 導入補助金 (特別枠。テレワーク導入や業務改善の費用に活用可能) についての問合せに対応

## 【役所の手続や公共料金に関すること】

### 21 雇用保険の受給手続等の特例

- ◆ 離職理由の特例として、令和 2 年 2 月 25 日以降に、①同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより看護又は介護が必要となったことから自己都合離職した場合、②本人の職場で感染者が発生したこと、又は本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合等の理由により離職した方は、雇用保険求職者給付の給付制限を適用されないこととなっています。既に給付制限期間中の方も、特例措置が適用されます。
- ◆ 令和 2 年 10 月 1 日以降の失業の認定は、一部の受給資格者を除き、本来の来所による申告を要することになっています。①おおむね 60 歳以上の高齢の方、②基礎疾患を有する方、③妊娠中の方については、当面、失業の認定を郵送により申告することが可能です。
- (郵送が必要な書類)
- ・ 雇用保険受給資格者証 (2 回目の認定日以降の方)
  - ・ 失業認定申告書 (備考欄に「新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、安定所に出頭することが困難」と記載してください。)
  - ・ 返信用封筒 (ご本人様の氏名及び返送先の住所を記載してください。処理結果を印字した雇用保険受給資格者証の返送時に使用されます。)
- ◆ 雇用保険の受給期間は、離職の日の翌日から起算して原則 1 年間ですが、疾病、出産、育児等の理由により 30 日以上職業に就くことができない日がある場合には、受給期間の延長が認められます。こうした取扱いの一環として、①新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からハローワークへの来所を控える場合、②新型コロナウイルスに感染している疑いのある症状 (風邪の症状や発熱がある場合、強い倦怠感や息苦しさがある場合など) 等の理由の場合も、受給期間 (雇用保険の基本手当) を延長することができるとされています。
- ◆ 上記のいずれについても、詳しくは最寄りのハローワークにお問合せください。

## 22 所得税等の納税の猶予

### ◆ 福岡国税局猶予相談センター

0120-782-538（フリーダイヤル、8：30～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

### ◆ 県内の各税務署（徴収担当）

※ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税を対象として、新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること、一時に納税することが困難であることの要件を満たす場合、特例で納税の猶予が認められることがあります。

| 税務署名、管轄区域                          | 電話番号         |
|------------------------------------|--------------|
| 甘木税務署<br>（朝倉市、朝倉郡）                 | 0946-22-2720 |
| 飯塚税務署<br>（飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡）             | 0948-22-6710 |
| 大川税務署<br>（大川市、三潞郡）                 | 0944-87-2125 |
| 大牟田税務署<br>（大牟田市、柳川市、みやま市）          | 0944-52-3245 |
| 香椎税務署<br>（東区の一部 宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡）   | 092-661-1031 |
| 久留米税務署<br>（久留米市、小郡市、うきは市、三井郡）      | 0942-32-4461 |
| 小倉税務署<br>（小倉北区、小倉南区）               | 093-583-1331 |
| 田川税務署<br>（田川市、田川郡）                 | 0947-44-0430 |
| 筑紫税務署<br>（筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市） | 092-923-1400 |
| 西福岡税務署<br>（西区、城南区、早良区、糸島市）         | 092-843-6211 |
| 直方税務署<br>（直方市、宮若市、鞍手郡）             | 0949-22-0880 |
| 博多税務署<br>（東区の一部、博多区）               | 092-641-8131 |
| 福岡税務署<br>（中央区、南区）                  | 092-771-1151 |
| 門司税務署<br>（門司区）                     | 093-321-5831 |
| 八幡税務署<br>（戸畑区、八幡東区、八幡西区）           | 093-671-6531 |
| 八女税務署<br>（八女市、筑後市、八女郡）             | 0943-23-5191 |
| 行橋税務署<br>（行橋市、豊前市、京都郡、築上郡）         | 0930-23-0580 |
| 若松税務署<br>（若松区、中間市、遠賀郡）             | 093-761-2536 |



## 23 国民年金保険料、厚生年金保険料の納付の猶予

- ◆ 国民年金保険料免除に関する相談窓口（新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方について、国民年金保険料免除が可能になります。）

日本年金機構「ねんきん加入者ダイヤル」

0570-003-004（月曜～金曜8：30～19：00、第2土曜9：30～16：00）

- ◆ 令和2年2月1日から3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等について、新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること、厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であることの要件を満たす場合、特例で納付の猶予が認められることがありますので、下記のコールセンター又は最寄りの年金事務所にお問合せください。

- ◆ 厚生年金保険料納付猶予相談窓口

0570-666-228（ナビダイヤル、8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

| 事務所名、管轄区域   | 電話番号<br>(8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。) | FAX番号        |
|---|-------------------------------------|--------------|
| 博多年金事務所<br>(東区、博多区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡)                 | 092-474-0012                        | 092-474-7249 |
| 中福岡年金事務所<br>(中央区)                                   | 092-751-1232                        | 092-715-2449 |
| 西福岡年金事務所<br>(西区、城南区、早良区、糸島市)                        | 092-883-9962                        | 092-884-0149 |
| 南福岡年金事務所<br>(南区、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡)    | 092-552-6112                        | 092-541-7649 |
| 久留米年金事務所<br>(久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、三井郡、三潞郡、八女郡) | 0942-33-6192                        | 0942-34-2449 |
| 小倉南年金事務所<br>(小倉南区、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡)                  | 093-471-8873                        | 093-474-3010 |
| 小倉北年金事務所<br>(門司区 小倉北区)                              | 093-583-8340                        | 093-583-8349 |
| 直方年金事務所<br>(直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡)        | 0949-22-0891                        | 0949-29-3028 |
| 八幡年金事務所<br>(若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡)              | 093-631-7962                        | 093-622-2649 |
| 大牟田年金事務所<br>(大牟田市、柳川市、みやま市)                         | 0944-52-5294                        | 0944-51-6849 |

## 24 労働保険料の納付の猶予

### ◆ 福岡労働局労働保険徴収課

電話：092-434-9831 FAX：092-434-9823

### ◆ 県内の各労働基準監督署

※ 令和2年2月1日から3年2月1日までに納期限が到来する労働保険料等について、新型コロナウイルスの影響により、2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること、一時に納付を行うことが困難であること、申請書が提出されていることの要件を満たす場合、特例で納付の猶予が認められることがありますので、福岡労働局又は最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

|       | 監督署名、管轄区域   | 電話番号         | FAX番号        |
|-------|---|--------------|--------------|
| 福岡地区  | 福岡中央労働基準監督署<br>(福岡市(東区を除く)、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、那珂川市) | 092-761-5600 | 092-761-5616 |
|       | 福岡東労働基準監督署<br>(福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡)                   | 092-687-5342 | 092-661-4178 |
| 北九州地区 | 北九州西労働基準監督署<br>(北九州市八幡東区、八幡西区、戸畑区、若松区、中間市、遠賀郡)          | 093-285-3799 | 093-622-6555 |
|       | 北九州東労働基準監督署<br>(北九州市小倉北区、小倉南区)                          | 093-288-5608 | 093-561-1197 |
|       | 北九州東労働基準監督署<br>門司支署(北九州市門司区)                            | 093-381-5361 | 093-381-5363 |
|       | 行橋労働基準監督署<br>(行橋市、豊前市、京都郡、築上郡)                          | 0930-23-0454 | 0930-23-0453 |
| 筑後地区  | 久留米労働基準監督署<br>(久留米市、大川市、朝倉市、小郡市、うきは市、三井郡、三潁郡、朝倉郡)       | 0942-90-0231 | 0942-33-7254 |
|       | 大牟田労働基準監督署<br>(大牟田市、柳川市、みやま市)                           | 0944-53-3987 | 0944-53-3990 |
|       | 八女労働基準監督署<br>(八女市、筑後市、八女郡)                              | 0943-23-2121 | 0943-23-2123 |
| 筑豊地区  | 飯塚労働基準監督署<br>(飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡)                              | 0948-22-3200 | 0948-22-3202 |
|       | 直方労働基準監督署<br>(直方市、宮若市、鞍手郡)                              | 0949-22-0544 | 0949-22-0502 |
|       | 田川労働基準監督署<br>(田川市、田川郡)                                  | 0947-42-0380 | 0947-42-0382 |

## 25 県税の徴収の猶予、県営住宅の家賃の減免等

◆ 福岡県税務課 092-643-3066

◆ 県内の各県税事務所

※ 令和2年2月1日から3年2月1日までに納期限が到来する県税について、新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること、一時に納付又は納入を行うことが困難であることの要件を満たす場合、特例で納付の猶予が認められることがあります。

◆ 県営住宅に入居中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した方に対し、家賃の減免や徴収猶予の負担軽減措置が行われています。また、解雇等により、住居を失った方に県営住宅及び福岡県住宅供給公社賃貸住宅の一時提供を行うとされています。

（いずれも8：30～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

福岡管理事務所 県営住宅：092-713-1683、公社賃貸：092-781-8020

北九州管理事務所 県営住宅：093-621-3300、公社賃貸：093-621-4411

筑後管理事務所 県営住宅：0942-30-2660、公社賃貸：0942-36-9900

筑豊管理事務所 0948-21-3232

## 26 市町村税、国民健康保険料（税）等の特別措置

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村税を一時に納付することができない場合、申請に基づき、一定の要件に該当すれば納付が猶予される場合がありますので、お住まいの市町村の税務担当課にお問合せください。

◆ 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度に加入されている方々で、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等は、保険料（税）の減免を受けられる場合があります。詳しい条件や手続については、お住まいの市町村の医療保険担当課（組合員にあつてはご加入の国保組合、後期高齢者医療制度にあつては後期高齢者医療広域連合）にお問合せください。

## 27 電気・ガス料金、NHK受信料の支払についての相談

◆ 電気料金・ガス料金（九州電力）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、一時的に料金のお支払いが困難となった方は、令和2年3月分（3月料金計算分は、検針日が3月19日以降のものに限る。）～12月分の料金の支払期日がそれぞれ延長されますので、最寄りの営業所（離島供給約款適用地域の方は配電事業所）にお問合せください。

| 営業所名、管轄区域  | 電話番号         |
|--|--------------|
| 福岡営業所<br>(宗像市、福津市、古賀市、糟屋郡新宮町(一部))  | 0120-986-203 |
| 福岡東営業所<br>(東区、博多区(一部)、宮若市(一部)、糟屋郡新宮町(一部)、同久山町、同柏屋町、同篠栗町(一部)、同志免町、同須恵町、同宇美町(一部))                      | 0120-986-204 |
| 福岡営業所<br>(中央区(一部)、南区(一部)、博多区(一部)、那珂川市(一部))   | 0120-986-205 |
| 福岡西営業所<br>(城南区、早良区(一部)、西区、中央区(一部)、南区(一部)、糸島市)  | 0120-986-206 |
| 福岡南営業所<br>(筑紫野市、博多区(一部)、南区(一部)、早良区(一部)、飯塚市(一部)、春日市、大野城市、太宰府市、小郡市(一部)、糟屋郡宇美町(一部)、那珂川市(一部)、朝倉郡筑前町(一部)) | 0120-986-207 |
| 甘木営業所<br>(朝倉市(一部)、筑紫野市(一部)、小郡市(一部)、田川郡添田町(一部)、朝倉郡筑前町(一部)、同東峰村(一部)、三井郡大刀洗町(一部))                       | 0120-986-208 |
| 久留米営業所<br>(久留米市(一部)、朝倉市(一部)、うきは市、筑後市(一部)、大川市(一部)、小郡市(一部)、三井郡大刀洗町(一部)、八女郡広川町(一部)、三潞郡大木町(一部))          | 0120-986-209 |
| 八女営業所<br>(久留米市(一部)、八女市、筑後市(一部)、八女郡広川町(一部)、みやま市瀬高町(一部)、三潞郡大木町(一部))                                    | 0120-986-210 |
| 大牟田営業所<br>(大牟田市(一部)、筑後市(一部)、みやま市(一部)、柳川市(一部))  | 0120-986-211 |

◆ ガス料金・電気料金（西部ガス）

新型コロナウイルス感染拡大の影響により「緊急小口資金」・「総合支援資金」の特例貸付を受けた方又は西部ガス(株)がガス料金若しくは電気料金の支払いに困難な事情があると判断した方は、令和2年2月（支払期限日が3月25日以降となるものに限る。）～12月検針分のガス料金・電気料金の支払期限日が、それぞれ延長されますので、下記の窓口にお問い合わせください。

西部ガス お客さまサービスセンター

0570-000-312（ナビダイヤル、9：00～17：45、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

※ ナビダイヤルをご利用になれない場合 電話：092-633-2440

◆ NHK受信料

期日までに受信料の支払が難しい場合や、口座振替等ではなく払込用紙での支払を希望される場合等の相談窓口

・ 福岡放送局（営業推進）

092-715-7111（10：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

（福岡市、朝倉郡、朝倉市、糸島市、うきは市、大川市、大野城市、大牟田市、小郡市、春日市、糟屋郡、久留米市、古賀市、太宰府市、筑後市、福津市、三井郡、三潞郡、みやま市、宗像市、柳川市、八女郡、八女市、長崎県壱岐市、長崎県対馬市、筑紫野市、

那珂川市)

・ 北九州放送局（営業）

093-591-5020（10：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

（飯塚市、遠賀郡、嘉穂郡、嘉麻市、北九州市、鞍手郡、田川郡、田川市、築上郡、中間市、直方市、豊前市、京都郡、宮若市、行橋市）

※ 持続化給付金の決定を受けた事業者については、事業所等住居以外の場所に受信機を設置して締結している放送受信契約の受信料が免除される場合があります。

事業所契約に関する受信料免除やその他の特例措置については、上記相談窓口にお問合せください。

## 28 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給

◆ 協会けんぽ福岡支部

電話：092-283-7621（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

FAX：092-283-7629

※ 被保険者が新型コロナウイルス感染症により、療養のために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、傷病手当金が支給されます。

## 29 運転免許証の更新が受けられない場合の期限の延長等

◆ 福岡県内の各運転免許試験場

- ・ 福岡試験場 092-565-5010
- ・ 北九州試験場 093-961-4804
- ・ 筑豊試験場 0948-26-7110
- ・ 筑後試験場 0942-53-5208

◆ 県内の各警察署（交通課）（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

※ 運転免許証の有効期間の末日が令和2年12月28日まで又は既に運転免許証の有効期間の延長措置を行い、延長後の有効期間が2年12月28日までの方は、有効期間の末日までに運転免許試験場又は警察署に申し出ていただくことで、有効期間後であっても3か月間は運転が可能となります。

郵送での申請も可能ですので、各運転免許試験場や警察署にお問合せください。

※ 運転免許証の更新ができず、運転免許を失効させてしまった場合は、失効してから6か月以内など、一定の要件に該当すれば、学科・技能試験を受けることなく運転免許の再取得が可能です。新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由として運転免許の更新を受けることができなかった方については、失効前の講習区分が継続されたり、手数料が減額される場合もありますので、失効手続の際、職員にお申出ください。

※ 各運転免許試験場、渡辺通優良運転者免許更新センター（通称：渡辺通ゴールド免許センター）、黒崎優良運転者免許更新センター（通称：黒崎ゴールド免許センター）では、日曜日ごとに特定の試験場、ゴールド免許センターで運転免許証の更新業務が再開されています。

遠隔地警察署8署（糸島・宗像・朝倉・行橋・豊前・小郡・うきは警察署及び八女警察署黒木交番）では、平日に限り運転免許証の更新業務が再開されています（八女警察署黒木交番は火曜日・木曜日のみ）。

## 【ご家庭に関することやその他の情報】

### 30 布マスクの全戸配布についての相談

◆ 厚生労働省 布マスクの全戸配布に関する電話相談窓口

0120-829-178（9：00～18：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

### 31 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）について

◆ 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を開発しています。ご自身のスマートフォンにインストールして、利用いただきますようお願いいたします。

COCOAは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待されています。（COCOAについての厚生労働省のホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

### 32 Go To トラベル事業について

◆ Go To トラベル事業は、国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額が支援されます。支援額のうち、①7割は旅行代金の割引、②3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。一人一泊当たり2万円が上限で、日帰り旅行については1万円が上限とされています。

※ 10月1日（木）以降出発分からは旅行代金割引に加え、地域共通クーポンが付与される



こととなっています（例：お一人40,000円の1泊2日の宿泊付き旅行を申し込んだ場合、支援額は旅行代金の2分の1相当額の20,000円となり、そのうち7割の14,000円は旅行代金割引で、旅行者の支払額は26,000円となります。残りの3割の6,000円が地域共通クーポンとして付与されます。）。

◆ Go To トラベル事業についての問合せ先は、以下のとおりです。

（一般利用者の方）

0570-002-442（10：00～19：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

IP電話等の場合 03-6636-9457

（事業者の方）

0570-017-345（10：00～19：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

IP電話等の場合 03-6747-3986

（Go To トラベル事業についてのホームページ）

旅行者向け <https://goto.jata-net.or.jp/>

事業者向け <https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

### 33 Go To Eat キャンペーンについて

◆ 感染予防対策に取り組みながら営業している飲食店及び食材を供給する農林漁業者を支援するため、国が以下の取組を行うキャンペーンです。GoToEatキャンペーンを利用する場合は、付与ポイント以上の飲食が必要となります。

① 登録飲食店で使えるプレミアム付食事券の発行

地域の飲食店で使える、プレミアム付食事券を各都道府県等の単位で販売

- ・ プレミアム付食事券は、販売額の25%を国が負担（例：12,500円の食事券を10,000円でご購入可能）
- ・ プレミアム付食事券でお支払いの際、おつりはできません。
- ・ 購入制限：1回のご購入に当たり、20,000円分まで（エリアによっては、8,000円単位での販売となり、購入上限が16,000円分までとなる場合があります。）
- ・ 販売期間は令和3年1月末まで、有効期限は令和3年3月末まで

② オンライン飲食予約の利用によるポイント付与

オンライン飲食予約サイト経由で、キャンペーン期間中に予約・来店をした方に対し、次回以降にキャンペーン参加飲食店で利用できるポイントが付与されます。GoToEatキャンペーンを利用する場合は、付与ポイント以上の飲食が必要となります。

- ・ 付与されるポイント：昼食時間帯は500円分、夕食時間帯（15：00～）は1,000円分のポイントを付与
- ・ ポイント付与の上限：1回の予約あたり10人分（最大10,000円分のポイント）
- ・ ポイント付与の期間は令和3年1月末まで、ポイントの利用期限は令和3年3月末まで

※ ポイント付与については、近日中には予約が予算枠に達する見込みであり、各サイトにおいて、順次、Go To Eatのポイント付きの新たな予約はできなくなります。

- ◆ Go To Eat キャンペーンについての問合せ先は、以下のとおりです。

Go To Eat キャンペーンコールセンター

0570-029-200（ナビダイヤル、10：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

Go To Eat キャンペーン福岡事務局

0570-550-138（10：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

（Go To Eat キャンペーンについてのホームページ）

<https://gotoeat.maff.go.jp/>

### 34 Go To 商店街事業について

- ◆ Go To 商店街事業は、3密対策等の感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街等がイベント等を実施することにより、周辺地域で暮らす消費者や生産者等が「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援するものです。

取組を全国津々浦々で展開すべく、Go To商店街事務局からイベント等を実施する商店街等の募集が行われ、商店街等よりご応募いただいた提案について、審査を経て、実施する商店街等が決定されます。

- ◆ 問合せ先は、以下のとおりです。

0120-304-060（フリーダイヤル、10：00～18：00、土曜日・日曜日・祝日も対応。  
12月以降は土曜日・日曜日・祝日は除く。）

（Go To 商店街事業についてのホームページ）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/goto-shoutengai/index.html>

（事業者向けのホームページ）

<https://gotoentry.meti.go.jp/>

### 35 Go To イベント事業について

- ◆ Go Toイベント事業は、チケットの割引・クーポンの付与により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって甚大な影響を受けている文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起を目的とした事業です。また、事業を通じて、文化芸術やスポーツに関するイベントに関わる方々に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策の実施を促し、三密（密閉・密集・密接）リスクを回避した新たなイベント手法に取り組んでもらうなど、「新しい生活様式」に対応した事業活動の推進と定着を促していくものです。

チケット代の2割相当分の割引支援又はチケット代の2割相当分の会場等での物販等で利用できるクーポンを付与されます。

- ◆ 問合せ先は、以下のとおりです。

お客様専用窓口

0570-010-855 (10:00~19:00、土曜日・日曜日・祝日も対応)

チケット販売事業者等専用窓口

03-6441-4669 (10:00~17:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

イベント主催者専用窓口

0570-005-272 (10:00~19:00、土曜日・日曜日・祝日も対応)

(Go To イベント事業についてのホームページ)

<https://gotoevent.go.jp/>

### 36 不当な差別やいじめ等についての相談

- ◆ みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)

0570-003-110 (ナビダイヤル、8:30~17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

- ◆ 子どもの人権110番

0120-007-110 (フリーダイヤル、8:30~17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

- ◆ 福岡県精神保健福祉センター 心の健康相談電話

092-582-7400 (9:00~12:00、13:00~16:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

- ◆ ふくおか自殺予防ホットライン

092-592-0783 (24時間、365日対応)

0120-020-767

(フリーダイヤル、月曜日~金曜日16:00~翌日9:00、土日祝日9:00~翌日9:00)

### 37 新型コロナウイルスを口実にした給付金等の消費者トラブル等についての相談

- ◆ 消費者ホットライン

188 (お近くの消費生活センターにつながります。)

- ◆ 福岡県消費生活センター

092-632-0999 (月曜日~金曜日9:00~16:30、日曜日10:00~16:00)

- ◆ 警察相談専用電話番号

#9110 (最寄りの警察本部などの相談窓口につながります。)

### 38 配偶者等からの暴力（DV）についての相談、児童虐待についての相談

#### ◆ DV相談ナビ

# 8008（全国共通番号。最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながります。）

#### ◆ DV相談+（プラス）

0120-279-889（24時間受付。専門の相談員が対応）

※ ホームページ（<https://soudanplus.jp/>）から、メール、チャット（12:00～22:00）での相談も受け付けています。

#### ◆ 全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル

189（お住まいの地域の児童相談所につながります。）

#### ◆ 福岡県内の児童相談所

|     | 機関名、管轄区域  | 電話番号         | FAX番号        |
|-----|---|--------------|--------------|
| 福岡県 | 福岡児童相談所<br>（筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、糟屋郡（新宮町を除く。））       | 092-586-0023 | 092-586-0044 |
|     | 久留米児童相談所<br>（久留米市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡） | 0942-32-4458 | 0942-32-4459 |
|     | 田川児童相談所<br>（直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、鞍手郡小竹町、嘉穂郡、田川郡）                 | 0947-42-0499 | 0947-42-0439 |
|     | 大牟田児童相談所<br>（大牟田市、柳川市、みやま市）                                 | 0944-54-2344 | 0944-54-2374 |
|     | 宗像児童相談所<br>（中間市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、糟屋郡新宮町、遠賀郡、鞍手郡鞍手町）          | 0940-37-3255 | 0940-37-3299 |
|     | 京築児童相談所<br>（行橋市、豊前市、京都郡、築上郡）                                | 0979-84-0407 | 0979-82-7560 |
| 政令市 | 北九州市子ども総合センター   | 093-881-4556 | 093-881-8130 |
|     | 福岡市子ども総合相談センター  | 092-833-3000 | 092-832-7830 |

### 39 法律についての相談

#### ◆ 司法書士による無料電話相談（福岡県青年司法書士協議会）

092-724-9505（18:00～20:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

## 40 福岡県社会保険労務士会の相談窓口

- ◆ 新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労働相談（労働者の方も経営者の方もどなたでもご相談いただけます。）

092-414-4864

月曜日・水曜日・金曜日 12:00～17:00

火曜日・木曜日 12:00～18:00

毎月第1土曜日・第3日曜日 10:00～16:00

## 【外国人向けの情報、相談窓口】

### 41 外国人向けの情報、相談窓口

- ◆ 厚生労働省の外国人向けの支援策をまとめたホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page11\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11_00001.html)

- ◆ 日本政府観光局（JNTO）

病気、事故など緊急のときの案内、災害のときの案内、観光の案内

050-3816-2787（24時間、365日対応）

※ 対応：英語、中国語、韓国語、日本語

- ◆ 福岡アジア医療サポートセンター（病院についての相談）

092-286-9595（24時間、365日対応）

※ 対応：英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・マレー語・タガログ語・ネパール語・スペイン語・ポルトガル語・ドイツ語・フランス語・イタリア語・ロシア語・クメール語・ミャンマー語

- ◆ 福岡県の新型コロナウイルス感染症についての外国語対応の窓口、在留資格や生活全般に関する相談

福岡県外国人相談センター

0120-279-906（10:00～19:00。12月29日～1月3日は対応していません。）

※ 対応：英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・マレー語・タガログ語

・ネパール語・スペイン語・ポルトガル語・ドイツ語・フランス語・イタリア語・ロシア語  
・クメール語・ミャンマー語・モンゴル語・日本語

◆ 福岡市の新型コロナウイルス感染症についての外国語対応の窓口

092-687-5357 (19の国の言葉に対応、24時間、365日対応)

◆ 福岡市の生活の困りごとについての外国語対応の窓口

福岡市外国人総合相談支援センター

092-262-1799 (18の国の言葉に対応、8:45~18:00、土曜日・日曜日・祝日  
は対応していません。)

◆ 福岡出入国在留管理局 (在留資格などについて)

092-717-5420

◆ 福岡労働局 雇用環境・均等部 (会社のことや仕事のことで困っている場合の相談窓口)

電話：092-411-4763 (企画課)、092-411-4894 (指導課)

FAX：092-411-4895

◆ 外国語人権相談ダイヤル

0570-090-911 (ナビダイヤル、9:00~17:00、土曜日・日曜日・祝日は対応していません。)

※ 不当な差別やいじめなどについての相談。お近くの法務局・地方法務局につながります。

※ 対応：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、  
スペイン語、インドネシア語、タイ語

◆ DV相談+ (プラス)

0120-279-889 (24時間受付)

※ あなたが配偶者やパートナーから受けている様々な暴力 (DV) の相談。専門の  
相談員につながります。

※ 対応：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、  
スペイン語、インドネシア語、タイ語

## 【（参考）県・市町村等の電話番号】

### 42 県・市町村

◆ 福岡県 092-651-1111（代表）

◆ 市町村

| 市町村  | 電話番号（代表等）    | 市町村  | 電話番号（代表等）    |
|------|--------------|------|--------------|
| 北九州市 | 093-582-4894 | 遠賀郡  |              |
| 福岡市  | 092-711-4111 | 芦屋町  | 093-223-0881 |
| 大牟田市 | 0944-41-2222 | 水巻町  | 093-201-4321 |
| 久留米市 | 0942-30-9000 | 岡垣町  | 093-282-1211 |
| 直方市  | 0949-25-2000 | 遠賀町  | 093-293-1234 |
| 飯塚市  | 0948-22-5500 | 鞍手郡  |              |
| 田川市  | 0947-44-2000 | 小竹町  | 09496-2-1212 |
| 柳川市  | 0944-73-8111 | 鞍手町  | 0949-42-2111 |
| 八女市  | 0943-23-1111 | 嘉穂郡  |              |
| 筑後市  | 0942-53-4111 | 桂川町  | 0948-65-1100 |
| 大川市  | 0944-87-2101 | 朝倉郡  |              |
| 行橋市  | 0930-25-1111 | 筑前町  | 0946-42-3111 |
| 豊前市  | 0979-82-1111 | 東峰村  | 0946-72-2311 |
| 中間市  | 093-244-1111 | 三井郡  |              |
| 小郡市  | 0942-72-2111 | 大刀洗町 | 0942-77-0101 |
| 筑紫野市 | 092-923-1111 | 三潁郡  |              |
| 春日市  | 092-584-1111 | 大木町  | 0944-32-1013 |
| 大野城市 | 092-501-2211 | 八女郡  |              |
| 宗像市  | 0940-36-1121 | 広川町  | 0943-32-1111 |
| 太宰府市 | 092-921-2121 | 田川郡  |              |
| 古賀市  | 092-942-1111 | 香春町  | 0947-32-2511 |
| 福津市  | 0940-42-1111 | 添田町  | 0947-82-1231 |
| うきは市 | 0943-75-3111 | 糸田町  | 0947-26-1231 |
| 宮若市  | 0949-32-0510 | 川崎町  | 0947-72-3000 |
| 嘉麻市  | 0948-42-7415 | 大任町  | 0947-63-3000 |
| 朝倉市  | 0946-22-1111 | 赤村   | 0947-62-3000 |
| みやま市 | 0944-63-6111 | 福智町  | 0947-22-0555 |
| 糸島市  | 092-323-1111 | 京都郡  |              |
| 那珂川市 | 092-953-2211 | 苅田町  | 093-434-1111 |
| 糟屋郡  |              | みやこ町 | 0930-32-2511 |
| 宇美町  | 092-932-1111 | 築上郡  |              |
| 篠栗町  | 092-947-1111 | 吉富町  | 0979-24-1122 |
| 志免町  | 092-935-1001 | 上毛町  | 0979-72-3111 |
| 須恵町  | 092-932-1151 | 築上町  | 0930-56-0300 |
| 新宮町  | 092-962-0231 |      |              |
| 久山町  | 092-976-1111 |      |              |
| 粕屋町  | 092-938-2311 |      |              |



### 43 県内社会福祉協議会

◆ 福岡県社会福祉協議会 092-584-3377

◆ 市町村

| 社会福祉協議会名    | 電話番号         |
|-------------|--------------|
| 北九州市社会福祉協議会 | 093-882-4401 |
| 福岡市社会福祉協議会  | 092-751-1121 |
| 大牟田市社会福祉協議会 | 0944-57-2519 |
| 久留米市社会福祉協議会 | 0942-34-3035 |
| 直方市社会福祉協議会  | 0949-23-2551 |
| 飯塚市社会福祉協議会  | 0948-23-2210 |
| 田川市社会福祉協議会  | 0947-44-5757 |
| 柳川市社会福祉協議会  | 0944-72-5347 |
| 八女市社会福祉協議会  | 0943-23-0294 |
| 筑後市社会福祉協議会  | 0942-52-3969 |
| 大川市社会福祉協議会  | 0944-86-6556 |
| 行橋市社会福祉協議会  | 0930-23-1111 |
| 豊前市社会福祉協議会  | 0979-82-3391 |
| 中間市社会福祉協議会  | 093-244-1230 |
| 小郡市社会福祉協議会  | 0942-73-1120 |
| 筑紫野市社会福祉協議会 | 092-920-8008 |
| 春日市社会福祉協議会  | 092-581-7225 |
| 大野城市社会福祉協議会 | 092-572-7700 |
| 宗像市社会福祉協議会  | 0940-37-1300 |
| 太宰府市社会福祉協議会 | 092-923-3230 |
| 古賀市社会福祉協議会  | 092-944-2941 |
| 福津市社会福祉協議会  | 0940-34-3341 |
| うきは市社会福祉協議会 | 0943-76-3977 |
| 宮若市社会福祉協議会  | 0949-32-0335 |
| 嘉麻市社会福祉協議会  | 0948-43-3511 |
| 朝倉市社会福祉協議会  | 0946-22-7834 |
| みやま市社会福祉協議会 | 0944-22-5000 |
| 糸島市社会福祉協議会  | 092-324-1660 |
| 那珂川市社会福祉協議会 | 092-952-4565 |
| 糟屋郡         |              |
| 宇美町社会福祉協議会  | 092-931-1008 |
| 篠栗町社会福祉協議会  | 092-947-7581 |
| 志免町社会福祉協議会  | 092-937-3011 |
| 須恵町社会福祉協議会  | 092-933-2160 |
| 新宮町社会福祉協議会  | 092-963-0921 |
| 久山町社会福祉協議会  | 092-976-3420 |
| 粕屋町社会福祉協議会  | 092-938-6844 |

| 社会福祉協議会名    | 電話番号         |
|-------------|--------------|
| 遠賀郡         |              |
| 芦屋町社会福祉協議会  | 093-222-2866 |
| 水巻町社会福祉協議会  | 093-202-3700 |
| 岡垣町社会福祉協議会  | 093-283-2940 |
| 遠賀町社会福祉協議会  | 093-293-0430 |
| 鞍手郡         |              |
| 小竹町社会福祉協議会  | 09496-2-2028 |
| 鞍手町社会福祉協議会  | 0949-42-7800 |
| 嘉穂郡         |              |
| 桂川町社会福祉協議会  | 0948-65-2271 |
| 朝倉郡         |              |
| 筑前町社会福祉協議会  | 0946-42-4555 |
| 東峰村社会福祉協議会  | 0946-74-2012 |
| 三井郡         |              |
| 大刀洗町社会福祉協議会 | 0942-77-4877 |
| 三潁郡         |              |
| 大木町社会福祉協議会  | 0944-32-2423 |
| 八女郡         |              |
| 広川町社会福祉協議会  | 0943-32-3768 |
| 田川郡         |              |
| 香春町社会福祉協議会  | 0947-32-4616 |
| 添田町社会福祉協議会  | 0947-82-2600 |
| 糸田町社会福祉協議会  | 0947-26-4540 |
| 川崎町社会福祉協議会  | 0947-72-5244 |
| 大任町社会福祉協議会  | 0947-63-4828 |
| 赤村社会福祉協議会   | 0947-62-3004 |
| 福智町社会福祉協議会  | 0947-22-6631 |
| 京都郡         |              |
| 苅田町社会福祉協議会  | 093-434-3641 |
| みやこ町社会福祉協議会 | 0930-42-1000 |
| 築上郡         |              |
| 吉富町社会福祉協議会  | 0979-23-5400 |
| 上毛町社会福祉協議会  | 0979-72-2900 |
| 築上町社会福祉協議会  | 0930-56-2223 |